

令和元年度第 1 回交野市放課後児童会運営委員会 会議録

日 時 令和元年 7 月 26 日（金）午後 7 時開会

場 所 青年の家 2 階 会議室

出席委員 江田会長、有山副会長、高寄委員、田村委員、山本委員、
長谷川委員、近藤委員、火置委員、鈴木委員、勝田委員、
川村委員、大湾委員 計 12 名

事務局 北田教育長、竹田生涯学習推進部長、本多生涯学習推進部次長、
岡本青少年育成課課長代理、大末、乾口、伊藤

傍聴者 なし

【内 容】

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 教育長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 事務局紹介
- 6 案件
 - (1) 役員を選出について
委員の互選により、江田会長、有山副会長、近藤・鈴木監事を選出
 - (2) 放課後児童健全育成事業の概要及び平成 30 年度放課後児童会事業報告について
 - (3) 平成 30 年度放課後児童会育成活動費決算報告について
 - (4) 令和元年度放課後児童会入会状況について
 - (5) 放課後児童会会費の見直しについて
 - (6) その他
- 7 閉会 午後 7 時 40 分

会 長 案件 2 「放課後児童健全育成事業の概要及び平成 30 年度放課後児童会事業報告について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 放課後児童健全育成事業の概要及び平成 30 年度放課後児童会事業報告について説明させていただきます。それでは、お手元の資料 1 平成 30 年度交野市放課後児童会入会要領をご覧ください。

こちらの用紙は保護者の方にも配布している書類となります。

要領 1 番上の 1. 放課後児童会の趣旨にあるように、放課後児童会とは、保護者が労働等により昼間家庭にいない市内在住の児童に対し、放課後の安全を確保し、児童の健全な育成を助長するために市が行っている事業です。

対象は、要領の 2. 入会資格にあるように、市内在住の小学 1 年生から 6 年生までの児童で、保護者が労働等の事由により、放課後にその保護を受けられない児童を対象として、受け入れております。平成 30 年度 5 月時点では、全児童会で定員 890 名の内、800 名の受け入を行いました。

児童会は、要領の 4. 児童会名及び実施場所にあるように、市内小学校 10 校に対し、12 児童会で運営を行っております。交野小学校及び郡津小学校は児童数が多いことから、分室を設けております。

また、12 児童会のうち、郡津児童会分室のみ学校敷地外で運営しており、ほか 11 児童会は小学校の敷地内施設または余裕教室を使用しています。

児童会の開会日及び時間については、お手元の要領左下の 5. 児童会の開会日及び時間にあるように、月曜日から金曜日までは午後 1 時から午後 6 時 30 分まで、小学校の短縮授業日は、授業終了後から午後 6 時 30 分まで、土曜日及び夏休みを含む小学校の休業日は午前 8 時 30 分から午後 6 時 30 分まで開会しております。午前 8 時から 8 時 30 分の 30 分間は、シルバー人材センターと委託契約を交わし、早朝対応の受け入れを行っております。

右のページに移りまして、放課後児童会の費用について説明させていただきます。費用には要領の 7. 会費及び要領の 8. 育成活動費と 2 種類あります。会費は市の歳入となり、月額 5,000 円、育成活動費は、おやつ代及び教材費で児童の実費負担金として、3,010 円、計 8,010 円を徴収しています。また、会費についてのみ、減免措置をはかっています。

また、交野市放課後児童会は、厚生労働省が定める「放課後児童クラブ運営指針」に基づいて、運営しています。参考資料 3 に添付していますが、児童福祉法に規定されていますとおり、交野市でも「交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めています。この中で、児童数の規模を表す「支援の単位」として、概ね児童数 40 名以下に対し、支援員を 2 名以上配置することが定められています。そのため、各児童会の在籍児童数に応じて指導員を 2~4 名配置、ほかに、人数加配、障がい児加配のアルバイト指導員等を配置し、運営を行っております。

続きまして、平成 30 年度放課後児童会における事業報告をさせていただきます。平成 29 年度の事業の継続ですので、口頭で説明させていただきます。

平成 30 年度に取り組んだ主な内容として 2 点ございます。

まず 1 点目は、「早朝対応業務」の継続です。長期休業期間、土曜日及び代休日において実施し、12 児童会で合計年間 79 日実施しました。今年度も継続して行っています。

2 点目は、指導員研修の開催及び派遣についてです。新規事業ではございませんが、先ほどの「交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づいて、指導員研修を行いました。指導内容の充実及び指導者としての資質向上を図るため、市主催 で年 8 回、市外研修では大阪児童厚生員等研修会全 3 回に 3 名を派遣、公的な認定資格である大阪府放課後児童支援員認定資格研修へ 6 名派遣しました。

これをもちまして、案件 2 の放課後児童健全育成事業の概要及び平成 30 年度放課後児童会事業報告は以上とさせていただきます。

会 長 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。いかがでしょうか。

会 長 ないようですので、案件 2 「放課後児童健全育成事業の概要及び平成 30 年度放課後児童会事業報告について」の審議を終わります。

続きまして、案件 3 「平成 30 年度放課後児童会育成活動費決算報告について」審議したいと思います。事務局より、説明をお願いします。

事務局 はい、案件 3 の平成 30 年度放課後児童会育成活動費決算報告について説明させていただきます。お手元の資料 2 の決算報告資料をご覧ください。まず始めに、表の見方について簡単に説明させていただきます。資料 2 の表紙をめくっていただきまして 2 枚目が、育成活動費収支総括表の見方を示した資料となっております。

なお、本来なら 12 児童会の収支明細表をつけるべきではございますが、資料が膨大となるため、割愛させていただきました。ご覧になれる方は事務局で用意しておりますので、会議後にお声掛けください。

まず、総括表見方の表の一番左の上、入会人数については、年間の在籍児童総数を示しております。次に、その横の納入人数については、育成活動費を納入した人数を示しております。少し右側の収入合計は育成活動費徴収額に前年度繰越額及び利息を加えた金額です。次におやつ・果物代、行事・教材費の収入及び支出について説明します。育成活動費 3,000 円の内訳として、おやつ・果物代は 1 人につき月額 2,100 円、行事・教材費は 1 人につき月額 900 円と振り分けています。おやつ・果物代、行事・教材費に

分けて、それぞれ前年度繰越額、収入、支出及び次年度繰越額を出しています。支出合計に、おやつ・果物代と行事・教材費、の支出合計額を反映させています。その横の収支額は収入合計から支出合計を差し引いたものです。その横の父母会費等調整とは、父母会費、他児童会おやつ代、流用額等の合計から利息を除いたものです。次年度繰越計に、収支額及び父母会費等調整額を加えたものを反映しております。

ここまででご不明な点などございませんか。

会 長 いかがでしょうか。無ければ続きをお願いします。

事務局 表の説明が終わりましたので、続いて決算報告をさせていただきます。次ページの育成活動費収支総括表をご覧ください。1番上の交野児童会を読み上げて参りますのでご確認をお願いします。

児童会入会人数 889 名の内、納入人数 889 名であることから、全員納入していることがわかります。育成活動費徴収額 2,667,000 円、それに前年度繰越額 957,066 円及び利息 6 円を加えて、収入合計は 3,624,072 円になります。

おやつ・果物代の支出額 1,795,237 円、行事・教材費支出額 822,667 円で支出合計が 2,617,904 円、収支額は収入合計額である 3,624,072 円から支出合計額である 2,617,904 円を差し引いた 1,006,168 円であり、この額に父母会費調整額の 6,314 円を加え、次年度繰越額は 1,012,482 円になります。

各児童会の収支明細についての読み上げは割愛させていただきまして、合計については、児童会入会人数が 9,178 名、活動費納入人数 9,178 名、育成活動費徴収額 27,534,000 円、収入合計が 34,692,937 円、おやつ果物代と行事教材費を併せて支出合計が 27,704,604 円、次年度繰越計が 7,310,841 円となります。

総収入額が、左下の表に反映されていますので、ご覧ください。育成活動費及び利息収入合計 34,692,937 円、うち前年度繰越額 7,158,890 円を含み、この額に父母会費等収入合計額 322,508 円を加え、総収入累計額は 35,015,445 円になります。その右横の表をご覧ください。総収入額は 35,015,445 円、総支出累計額は支出合計額にあるとおり、27,704,604 円、収支差額は 7,310,841 円、執行率は 79.1%です。単年度収入については、総収入額から前年度繰越額を差し引いた 27,856,555 円、総支出累計額は先ほど申し上げた 27,704,604 円、収支差額は 151,951 円、執行率は 99.5%です。

以上で平成 30 年度放課後児童会育成活動費決算報告とさせていただきます。

会 長 ありがとうございました。続いて、監査結果の報告を監事の鈴木委員から
お願いします。

委 員 令和元年6月27日に、交野市放課後児童会運営委員会会則第5条第5
項に基づく監査を実施しました。
平成30年度交野市放課後児童会育成活動費の決算書及び関係帳簿等につい
て、計数は正確であり適正に処理されていることを確認しました。

会 長 ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご意見、ご質問等がご
ざいましたらお願いします。細かい字でなかなか見えにくいのですが、いか
がでしょうか。

委 員 すみません。単年度の執行率としては、99.5%ということで、わりと適
正に執行されていると思うのですが、繰越額がかなり多いと実感している
ところです。事務局としてはどう考えてらっしゃいますか。

会 長 はい、いかがでしょうか。

事務局 繰越額につきましては、私どもも課題としておりまして、各児童会の指導
員にも必要な教材等を購入していき、できるだけ繰越額を低くしていくよう
にと伝えているところです。

会 長 今回の事務局の説明でいかがでしょうか。

委 員 色々な教材を購入ということですが、教材を購入するにしても、まだまだ
繰越金が残ると思います。例えば、このお金は施設の修繕費とは別のものにな
るのででしょうか。

事務局 そうですね、施設の修繕は市の公費になっておりますので。ここに書いて
いるとおり、おやつと教材費及び行事費は、児童会によっては、事務機器を
購入しているところもあるので、そこは児童会の事情によって変わります。
そういうものも踏まえて、児童会で役立つようなものを購入していきたいと
考えているところです。ご指摘のとおり、児童会によっては繰越金が多いと
ころもありますので、そのへんは課題と十分認識しているところです。

会 長 他どうでしょうか。会長の私が言うのもおかしな話ですが、私も学校にい
た時には、PTA会費等あり、繰越金が多いと。要は払っている人の受益者
負担なので、払っている人がその期間に還元されないといけないので、繰越
してしまうと結局払ったのに恩恵を受けずにそのまま卒業してしまうとい

うことがあります。できるだけ繰越額を少なくして、その年度に払った保護者や子ども達に、還元できるようにお願いしたいと思っています。

すみません。会長なのに申し訳ありません。あともう一点あるのですが、日頃通帳やお金は誰が管理されているのでしょうか。

事務局 各児童会の会計担当の指導員が管理しております。

会長 通帳は指導員さんが持っておられるということですね。指導員さんがお金の出し入れをされているということですね。わかりました。他、どうでしょうか。それでは、他なければ承認事項となっておりますので、皆さんにお諮りしたいと思います。平成30年度放課後児童会育成活動費の決算について、承認することにご異議はございませんか。もしなければ拍手をお願いします。

<拍手の音>

会長 ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、平成30年度放課後児童会育成活動費決算については承認されました。

会長 次に案件4「令和元年度放課後児童会入会状況について」事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、では私の方から令和元年度の放課後児童会入会状況について説明させていただきます。お手元の資料3「令和元年度放課後児童会入会状況について」及び資料4「平成30年度放課後児童会入会状況について」と書かれた書類をご覧ください。

大阪府等の実施状況各調査では、5月1日時点の統計及びデータを起点としておりますことから、5月1日時点での入会状況について報告いたします。

令和元年5月1日時点での受入児童数は、890人定員に対し、878名の受け入れをしており、入会率は98.7%となっております。また、待機児童を出すことのないよう、資料のとおり臨時定員を設けております。定員を超えている交野、交野分室、倉治、旭、私市児童会につきましては、臨時定員内で受け入れを行っております。

昨年度と比較しますと、昨年度の平成30年5月1日時点では800名を受け入れており、それと比べると今年度では78名増加、入会率としては8.8%増加しております。平成29年度及び30年度のデータから、9月以降の受入数に減少傾向があるため、保護者二ーズの高い夏休みが終わると、今年度も例年のように受入数は減少すると見込んでおります。

また、特に児童数が多く、定員を大きく上回る倉治児童会及び私市児童会

については、環境整備を検討しております。倉治児童会については、今年度5月から、毎週水曜日に小学校のランチルームを借用し、既存のプレハブと併せて運営しております。私市児童会については、学校校舎横にプレハブを建築する予定でございます。

工期は今年11月から翌年2月までを予定しており、運営開始は令和2年4月1日から、新築のプレハブと現在運営している教室1室の計2か所で予定しております。詳細等は決まりましたら、随時ホームページ等で周知させていただく予定です。

以上で、令和元年度児童会入会状況についての報告とさせていただきます。

会 長 はい、ありがとうございました。ただ今の説明に対して、ご意見、ご質問等がございますか。いかがでしょうか。

委 員 はい、よろしいですか。子どもの数自体は年々減ってきていると思うのですが、この2年間でも放課後児童会の会員はかなり増えてきていると感じています。今後の見通しとしては、まだ増えていく感じでしょうか。もし、わかりましたら教えて頂けると助かるのですが。ざっくりとした感じで結構です。

事務局 児童会によって違いがあるのですが、交野児童会、交野児童会分室、倉治児童会及び私市児童会につきましては、こども園課からいただいている資料から分析すると、ここ3、4年は増えている傾向になっております。ただ他の児童会、例えば郡津や妙見坂につきましては、横ばい状況、減少傾向というところで、児童会によっては少し差が広まっていくと分析している結果です。

委 員 ありがとうございます。

会 長 他いかがでしょうか。

委 員 いいですか。根本的なことで申し訳ないのですが、児童会の定員というのは、どんな基準があるのでしょうか。

会 長 事務局、いかがでしょうか。定員の根拠ですね。

事務局 国が定めているのですが、だいたい1つの支援というのが概ね40名以下、それが校舎内の児童会でしたら、1教室につき40名以下、2つの教室を借りているところでは、定員を80名といったように定めております。児童1人につき畳一畳分の概ね1.65㎡以上を確保しなければならないというこ

ともあって、1 教室につき 40 名という定員を定めております。

会 長 はい、よろしいでしょうか。広さによってということですが、他どうでしょうか。

事務局 すみません。補足させていただきます。先ほど定員についての質問がありまして、担当より説明させていただきましたが、その欄の右に臨時定員という欄がございます。参考資料の方で、条例及び規則を添付させていただいておりますので、見ていただけますでしょうか。参考資料の方の表を含めて 3 枚目の裏、条例の施行規則の第 9 条で定員のことを規定しております。定員は別表の 1 のとおりとするということで、その右のページの下に表があるとおり、一応条例の施行規則の方で通常定めております。ただその第 9 条の第 2 項で、1 項の規定に関わらず臨時的に定員を定めることができると規定しておりますことから、今現在は、定員をオーバーしている施設につきましては、教育委員会の決裁におきまして臨時定員を設けております。今の時点では待機児童をできるだけ出さないという方針で、運営をしておりますので、例えば極端な話、倉治児童会でしたら 80 定員のところを 100 を超えそうだということで、105 にしたり、今年度につきましては 120 ということで設定人数を上げている状況です。

ただもう一つ説明をさせていただきたいのですが、資料の後ろから 4 枚目の裏面をご覧ください。定員の設定で概ね 1 人あたり 1.65 ということの説明させていただきましたが、今度は放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する条例の第 9 条の第 2 項のところで、専用区画の面積は児童 1 人につき概ね 1.65 m²以上でなければならないということで、国の基準をそのまま条例にもってきております。ただ保育所とかは 1.65 ということで、概ねがついていないのですが、放課後児童会の場合は、概ねということでこれ以下に必ずしなくてはならないということではなく、若干余裕をもって解釈出来るのかと私どもは認識しております。この条例でいきますと、今年度の倉治などは 1 人あたり 1.4 台だと思います。条例に違反しているのではないかというところですが、ここからもう一つ説明が追加になります。この条例の 1 番最後に、後ろから 3 枚目の裏面の 1 番下をご覧くださいまして、附則の第 2 条で第 9 条第 2 項の児童 1 人につき概ね 1.65 というところは、今年度の末までは適用しないことができる、私どもはいわゆる経過措置と呼んでいます。逆に言いますと、今年度末までに 1 人あたり 1.65 m²を確保しなければならないという条例ですので、先程担当の方が申し上げましたが、例えば私市小学校ならプレハブを建てます、交野小学校ならワークルームをお借りするなど、ご学校のご理解をいただきながら対応しております。そういう経過がございまして臨時定員を設定しております。また臨時定員がどこまででも可能なのかと疑問をお持ちになるかもしれませんが、できる限

り今年度中には、1人あたり1.65㎡を確保して来年度当初からは条例の範囲内で児童の受入れをしたいというところでございます。少し説明が長くなってしまいましたが以上でございます。

会 長 ありがとうございます。ということで、行政はやっぱり法律が基になって、これにのっとって色々やっておりますので大変だと思いますが、よろしくをお願いします。

他ないでしょうか。なければ案件4の審議は終わりたいと思います。

次に案件5「放課後児童会会費の見直しについて」ということで事務局より説明をお願いします。

事務局 放課後児童会会費の見直しについて説明させていただきます。お手元の資料5の放課後児童会会費試算積算表をご覧ください。

放課後児童会の会費の見直しについては、参考資料1の交野市放課後児童会条例第6条第2項に月会費を、第5項に見直しの時期が定められています。また、参考資料2の交野市放課後児童会条例施行規則第13条に会費の積算方法が定められております

ことから、規定に従い説明させていただきます。

会費の見直し時期は、3年ごとに行っており、前回の見直しを平成28年度に行い、29年度から適用しておりますので、今回が見直しの時期になります。

積算方法については、資料5をご覧ください。対象となる過去3年間の経費平均額から、国及び府からの補助平均額を差し引いた額を定員の平均で除することで、定員1名あたりの経費を求めた後、市と保護者の負担割合を乗じて、保護者のみなさまの年間負担額を求め、それを月数で除することで、月会費を求めております。

対象となる、平成28年度から平成30年度の3年間の経費平均額は、170,497,164円で、国及び府からの補助平均額の63,442,000円を差し引いた額は107,055,164円になります。その額を定員の平均890名で除した額が120,286円になり、負担割合1/2を乗じて、月数の12で除して額が5,011円になります。

前回5,385円の端数を切り下げ、5,000円に決定させていただいたことを含め、令和2年度からの会費を5,000円とすることを決定させていただきました。

積算根拠となる資料として次ページに各年度別に経費等の詳細を添付させていただきます。

以上で、案件5放課後児童会会費の見直しについての報告とさせていただきます。

会 長 はい、ありがとうございました。今の説明に対してご意見、ご質問等ありますでしょうか。おわかりになりましたでしょうか。

よろしいでしょうか。

それではないようですので、案件5「放課後児童会会費の見直しについて」の審議を終わります。

次に、案件6「その他」ですが、何かございますか。

委 員 よろしいですか。先程の説明で私市小学校に、新しいプレハブを建てるとい話があったのですが、3年程前ですか、もう4年になるのか、倉治小学校にプレハブを建てた時に屋根の上にソーラーパネルを設置して電気代の補填にあてるということだったんですけれども、今回私市小学校のプレハブにはそういった設備をつける予定などありますか。

事務局 はい、私市児童会の方も、今回太陽光パネルを設置する予定で考えております。

委 員 ありがとうございます。

会 長 ほか、ございませんでしょうか。ないようですので、以上で令和元年度第1回放課後児童会運営委員会を終了します。

委員の皆さんにおかれましては、円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございました。それでは、事務局の方にお返しします。

事務局 会長、ありがとうございました。委員の皆様におかれましても、公私ご多忙のところ、ご出席いただきまして、ありがとうございました。